

阿賀野市告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び阿賀野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年阿賀野市条例第28号）第6条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年12月23日

阿賀野市長 田中清善

施設の名称	指定管理者の 名称及び所在地	指定期間
阿賀野市五頭山麓いこいの森 阿賀野市五頭薬用植物園	五頭自然郷をつくる会 「森のこだま」 阿賀野市畑江50番地 38	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで